

開 発 行 為 許 可 申 請 添 付 図 書 （ 法 2 9 条 ）

凡例 ○必要、×不要

	添付図書	内容	宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要するもの	戸建住宅	店舗等兼用住宅	宅地分譲 (建売分譲)	共同住宅 (長屋含む)
1	申請書	(記載事項) ・住所、氏名、申請地全筆の地名・地番、地目、実測面積、申請用途 ・自己用又は非自己用の別及び居住用、業務用の別			○		
2	設計者のチェックリスト	別途様式による	右記の用途に応じて添付	×	×	○	
3	設計説明書	自己居住用以外に添付(様式による)		×	×	○	
4	資金計画書	非自己用若しくは1ha以上の自己業務用又は宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要するものである場合に添付(様式による)。預金残高証明書又は融資証明書等の収入の裏付けとなる書類を添付すること。	○	×	×	○	
5	開発区域位置図(案内図)	申請地を明示したもの			○		
6	開発区域区域図(字限図)	申請地を中心に周囲の隣接地を全て含んだもので、申請地を明示したものを添付			○		
7	現況図	1/2,500以上 既存の道路・水路等の形状、幅員、隣接地土留め等周囲の状況を明記			○		
	実測図	1/500以上 三斜による敷地面積計算を明記(座標計算によるものでも可)			○		
	土地利用計画図 (配置図的なもの)	1/1,000以上 申請地の境界、公共施設(道路・水路等)の位置及び形状、予定建築物の位置及び用途、道路の名称、土留め・塀の位置、側溝の蓋の有無等			○		
	造成計画平面図	1/1,000以上 造成後の予定平面図、擁壁及び法面の位置、道路の形状、幅員、勾配等			○		
	造成計画断面図	1/1,000以上 切土又は盛土をする前と後の地盤高、縦横二面以上の断面			○		
	擁壁の断面図	1/50以上 擁壁の高さが1mを超える場合は、土圧等に対する安定計算書を添付			○		
	がけの断面図	1/50以上 がけとは、地表面が水平に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤以外のもの。 がけの高さ、勾配及び土質、がけ面の保護の方法等を明記。盛土で1m、切土で2mを超えるがけは、擁壁が必要			○		
	排水施設計画平面図	1/500以上 排水区域、位置、形状、寸法、勾配、流水方向、吐け口の位置、接続部分の詳細図、放流先の名称、雨水の計算書を添付			○		
	給水施設計画平面図	1/500以上 取水方法、位置、形状、寸法、消火栓の位置等			○		
8	建築物の平面・立面図	1/500以上 宅地分譲の場合は不要。間取り、各室の用途を明記。機械がある場合は配置・出力を明記。			○		
	図面の着色	公道：うす茶 水路：青 盛土：赤 切土：黄で着色し明示のこと			○		
8	公共施設の管理者の同意等	排水等の同意(例：用水路に排水の場合は、水利組合・土地改良区等からの同意書) 国道、県道、市道、官地道路、官地水路、河川等に関係する場合は各公共施設等の管理者と協議し同意を得ること、官地と境界を接していて構造物を設置するような場合は、官地境界の立会いが必要。			○		
9	相当数の同意書	開発行為の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意書(開発区域内にある建築物・その他工作物の所有者、土地の抵当権者、地役権者の同意書等)			○		

10	官民地等境界承諾図	開発区域と官民地等の境界について、承諾が必要	○
11	土地の登記謄本	法務局の窓口で交付を受ける(原本は1部で可)。申請者と土地所有者が違う場合は、所有者の同意書を添付。	○
12	住民票謄本等	山形市の場合は市役所市民課で交付(原本は1部で可)。法人の場合は全部事項証明書を添付。 非自己用若しくは1ha以上の自己業務用又は宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要するものである場合は、 工事施行者の全部事項証明書等も添付。	○
13	印鑑証明書等	権利の同意者等の印鑑証明書又は印鑑登録証明書(原本は1部で可)	○
14	申請地の現況写真	区域全体が把握できるもので、枚数は適宜、平面図に撮影方向を明記	○
15	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書	記載した事項の裏付けとなる7の項に掲げる図面等を添付 (※事前協議の際は概要書に代えて、「宅地造成又は特定盛土等事前審査申請書」を添付すること)	○
16	その他	開発区域が0.3ha以上である非自己用の場合及び開発区域が1ha以上である自己業務用の場合は、 申請者の定款及び事業経歴書又は資産に関する調書、工事施行者の事業経歴書及び建設業の有効な許可があることを示す書類を添付。 既存建築物が申請地に存する場合は、当該建築物の平面図を添付し、申請建物との離れ等を明記のこと。 上記のほか、市長が必要と認める書類を添付すること。	○
手数料		現金(金額は開発面積及び用途による)	

※ 正本(原本)と副本(原本の写し)に綴り分けて提出してください。

※ 事前協議申出の際は、「1 申請書」に代えて、「開発事前協議申出書」を提出してください。また、証明書等は原本ではなく写しを添付してください。